

カナダ・ケベック州におけるフランス語保護の 過程・動機・条件

— フィンランド共和国との比較を通じて —

吉田悠佑

Résumé

Bien que le Canada soit un pays bilingue, la langue officielle du Québec est uniquement le français. Le présent article a pour but d'analyser les raisons pour lesquelles les Québécois essayent de protéger le français. Pour ce faire, nous avons commencé par retracer l'histoire linguistique du Québec. En un mot, l'utilisation du français a été légalisée par la « Charte de la langue française », appelée aussi la loi 101. Ensuite, nous avons comparé l'histoire linguistique du Québec avec celle de la Finlande, ces deux histoires nous paraissant se ressembler beaucoup. Autrefois, la langue dominante en Finlande était le suédois, et non le finnois, ce qui n'est plus le cas. Nous avons également essayé d'analyser les situations linguistiques au Québec et en Finlande, à l'aide de la notion de « Diglossia » de Ferguson (1959) et des « sept motivations » de Ager (2008). Finalement, nous nous sommes intéressés aux conditions qui favorisent la motivation pour protéger une langue.

キーワード：ケベック、フィンランド、ダイグロシア、言語保護

Mots-clés : Québec, Finlande, Diglossia, Protection linguistique

1. はじめに

カナダ連邦はコモンウェルス¹⁾の加盟国ではあるが、同時にフランコフォニー各組織²⁾に予算を算出している。それはカナダ連邦政府が「1982年憲法」や「公用語法」において英語とフランス語をカナダ連邦の公用語として制定したためである。2016年のカナダ統計局の統計調査に回答したカナダ市民のうち英語を母語³⁾とする者は52.7%であり、公用語以外の言語を母語とする話者(Langues tierces⁴⁾)は21.9%である。しかしフランス語を母語とする話者は

20.9%のみである⁵⁾。それでもなおフランス語をカナダ連邦の公用語として制定したのはケベック州の影響があったからだ。ケベック州は歴史上フランス語話者が多い地域であり、カナダ連邦とは別にフランコフォニー各組織に予算を計上している。また1950年に作られた最古のフランコフォニー組織であるAIJLF⁶⁾ (Association internationale des journalistes de langue française) 設立の呼びかけを行なったドスタレー・オーレアリー (Dostaler O'Leary) はケベック州出身である。そして1977年には「フランス語憲章」(La Charte de la langue française) によって州公用語をフランス語のみと定めた。

言語計画に関してはハウゲン (Haugen, E., 1983: 253) の「地位計画」(Status Planning) と「実体計画」(Corpus Planning) が有名である。しかしながら、これは政治と言語の整備を中心としており、話者がいかに言語を運用できるかという点に関しては言及していない。一例としてスイスの公用語の一つであるロマンシュ語はハインリッヒ・シュミット (Heinrich Schmid) によって言語の整備が行われたが、それは自らの言語ではないとロマンシュ語話者たちに判断され、普及しなかったというケースがある。よって本論文では、ケベック州のフランス語話者が優勢言語であった英語の習得を進めるのではなく、どのような理由でフランス語を保護しようとしたのか、またいかにして保護を行なったのかを重要視したい。

カナダ連邦と同じく2言語を公用語としている国としてはフィンランドなどがある。フィンランドではもともと支配階級の言語がスウェーデン語であり、フィンランド語は民衆の言語であった。しかし現在ではフィンランド語話者が88%、スウェーデン語話者が5%であり⁷⁾、フィンランド語が多数派の言語、スウェーデン語が少数派の言語となっている。これは「静かな革命」や「フランス語憲章」、「1982年憲法」以前と以後のカナダ連邦やケベック州におけるフランス語の状況と類似しているのではないかと考えた。そのため今回はフィンランドにおけるフィンランド語の保護に対する動機や過程をケベック州と比較する。

本論文の目的は下記の3点である。1点目はケベック州の歴史を追い、フランス語と社会との関わりや現在の「フランス語憲章」までの過程をまとめることだ。2点目はフィンランドの歴史とフィンランド語保護の過程を追い、ケベック州の歴史やフランス語保護の過程との類似点、特異点を確認することだ。そして3点目はケベック州とフィンランドの状況を社会言語学で用いられてきたダイグロシアという考えに加え、アジェール (Ager, 2001) の言語計画と政策の動機の研究を用いて分析し、言語を保護するためにどのような環境を

整えることが必要かを考察することである。

2. ケベック州の歴史

ケベック州がなぜフランス語のみを公用語として定めたのかを知るためには植民地時代まで遡る必要がある。ケベック州の大きな名称の変更としてはヌーベル・フランス、ケベック植民地、ロワー・カナダ（カナダ自治領）、カナダ・ウェスト（連合カナダ植民地）、そしてケベック州がある。

2-1. ケベック史とフランス語保護の過程

もともとカナダは1534年のジャック・カルティエ（Jacques Cartier）がサンローラン湾と川の調査を始め、ヌーベル・フランス（Nouvelle France）と名付けたところから始まる。1604年にはフランス人によるヌーベル・フランスへの入植が始まった。そして入植した宣教師は男子学校を1635年に、女子学校を1639年に作り、識字教育などを行なった。このように最初に入植し、学校や街などを作ったことから現代においてフランス語系カナダ人は「2つの民族が国を作った⁸⁾」という認識を持っていると考えることができるであろう。

しかし、その後イギリスがフランスと「七年戦争⁹⁾」を行い、1759年にはフランスが敗北した。この結果を受けて「パリ条約¹⁰⁾」にてヌーベル・フランスはイギリス領となり、ケベック植民地と呼ばれた。また、1765年には英語系の学校も作られた。イギリス領となったのにも関わらず、ケベック植民地に残ったフランス人はフランス語とフランス文化を保持し続けることができた。それは「ケベック法¹¹⁾」という宥和政策が取られたためである。その「ケベック法」の一部を引用する。

第5条

[...] 当該植民地住民のより完全なる安全と安泰のため、以下のように宣言する。ローマ・カトリック教信仰を告白している当ケベック植民地臣民は……国王の主権に従うことを条件として、ローマ・カトリック教信仰の礼拝の自由を保有しかつ享受する。¹²⁾

フランス語やフランス文化が保持されたことは地域区分にも見ることができ、1791年には「カナダ法」によりケベック植民地からカナダ自治領となったが、より細かい区分けとして英語話者が多いアッパー・カナダとフランス語

話者の多いロワー・カナダに分けられた¹³⁾。そしてロワー・カナダでは議会においてフランス語が話されていたという記録が残っている¹⁴⁾。

その後カナダは「1812年戦争」でアメリカ合衆国と戦った。その結果アメリカからロイヤリスト（王党派）の人々がカナダ側に入り、またロワー・カナダにはイギリスからの移民が増えた¹⁵⁾。また同時期にはイギリスの植民地の産物を保護する「植民地特惠制度」によってイギリス系住民が商業や金融などを握った¹⁶⁾。その一例として1817年に創立された「モンリオール銀行」(BMO)がある。この銀行はカナダ五大銀行の1つとして知られ、またカナダ最古の銀行としても知られるが、設立に関わった9人は全員スコットランド、またはアメリカ合衆国の出身である。

英語話者の増加や英語話者が経済の中心となっていたことを受けて1837年には一部のフランス語系住民が反乱を起こした¹⁷⁾。この反乱を受け、イギリスからダラム伯（John George Lambton, 1st Earl of Durham）が派遣され、1838年から6ヶ月間を使って『ダラム報告』(Rapport Durham)という報告書を作成した。そのなかでダラム伯はロワー・カナダとアッパー・カナダを統一すること、議院内閣制をとること、植民地議会が内政を行うことを提案した。しかしながらこの報告書ではフランス系の人々を低くみていたことが取れる。その報告書の一部を引用する。

ロワー・カナダ

[...] 政府と人民との戦いが認められると思っていたが、私が見出したのは、二つの民族が一つの社会のなかでいがみ合っていることであり、主義ではなく民族の戦いであった。ロワー・カナダの住民をフランス系とイギリス系で反目させ分裂させている現在の致命的な敵対を終わらせないかぎり、法律や制度の改善は試みても無駄であると思われた。

概観と勧告

[...] 特異な言語とマナーを保持しているために、ロワー・カナダのフランス人の子孫がしめる民族ほど、民族を鼓舞し向上させるすべてを欠くものはほとんどない。彼らは歴史も文学ももたぬ民族である…。

[...] フランス系が…少数派となれば、彼らは、民族性に対する虚しい望みを捨てるだろう…¹⁸⁾。

この報告書を受け、1841年には「連合法」によってロワー・カナダとアッ

パー・カナダは併合され「連合カナダ植民地」となり、ロワー・カナダはカナダ・イースト、アッパー・カナダはカナダ・ウェストと改称された。しかしダラム伯の提案と異なり、イギリス系住民とフランス系住民は政治的に協路路線を取っていた。連合カナダ植民地では植民地首相が置かれることとなったが、カナダ・イーストとカナダ・ウェストの両方から選ばれた。また、首都もイギリス系とフランス系の都市を行き来し、最終的に1857年にイギリス系の人々が多いカナダ・ウェストとフランス系の人々が多いカナダ・イーストの間であるオタワが選ばれた。そして言語面においては、英語だけであった公用語にフランス語が加わった。

しかし各地域ごとに同数の議員を送る「同数代表制」をとっていたために、イギリス系住民の多いカナダ・ウェストの人口がフランス系住民の多いカナダ・イーストの人口が上回るようになると、イギリス系住民の意見が反映されないとしてカナダ・ウェスト側から不満が多くなった。その結果、州ごとに州政治を行うことができる連邦制を採用した「カナダ自治領」を1867年に成立させた。また、「英領北アメリカ法」(別名、1867年憲法)によってカナダ・ウェストはケベック州と呼ばれることとなったのである。この「カナダ自治領」成立に関する議論においては反対派もあり、フランス系住民の反対派はイギリス系住民が主流の北米の地においてフランス系の地位が守られないと考えた。とりわけ、戦争時にイギリス系住民と考えが異なる場合があること、ケベック州以外のフランス語系住民の権利が弱いこと、ケベック州の経済がイギリス系住民やアメリカ合衆国が中心となっているという3点を主な理由として反対した。

フランス語話者の多いカナダ・イーストやケベック州では、フランス革命を忌み嫌ったカトリック教会が「アンシャン・レジーム」(Ancien régime)を築き、その結果フランス系住民の世俗化や工業化を拒んだ¹⁹⁾。そのような時にイギリス系住民やアメリカ合衆国の実業家が経済の主権を握っていたために英語が優勢言語であった²⁰⁾。そのため、フランス語話者は昇進を目指すのであれば経営者の言語である英語を習得する必要がある。またモンリオールの商業用看板や広告、そして接客は英語であった²¹⁾。そしてフランス語話者は木材や鉄の採掘などの第一次産業に従事し、「Petit painのために生まれた人々」(Les francophones sont nés pour un petit pain)とまで呼ばれた²²⁾。その要因は上記で述べた通りアンシャン・レジームや政治だと言われている。しかし、教育において英語が優勢言語であり続けたことも要因であろう。この時代においても英語系大学と同様にフランス語系大学も先進的な教育を行っていた。両言語

の大学も政府から補助金を受けていたが、英語話者は前述のように経済界において高い地位におり、英語系大学はフランス語系大学に比べてより多くの寄付金を受けた。その結果としてフランス語系大学と英語系大学では資金面において差があった²³⁾。この時代の教育の質の格差を示す史料としてデビアン修道士が1960年に匿名で出版し、13万部のベストセラーとなった『某修道士の無礼講²⁴⁾』(Les Insolences du Frère Untel)の一部を引用する。

われわれの教育制度の失敗は[ケベック社会における]思考そのものの麻痺を反映している。仏系カナダは、誰も大ぴらに思考しようとしな。……仏系カナダの悲劇は、コミュニケーションの悲劇である。
[…]

ラヴァル大学哲学科で私が学んでいた頃、現代の社会問題と現実に関する講義はほとんど皆無だった。教授たちは、彼らが説く普遍的な原理をこの世の現実と結びつけることはなかった。われわれが講義を受けている間にも、教育に関するフォーラムや闘技会、学生運動が行われ、教育制度は危機に直面していた。……²⁵⁾。

このようにデビアン修道士は、カトリック教会と結びついて言論を抑圧し、また英語系資本社会と癒着していたデュプレシ (Maurice Le Noblet Duplessis) 政権時代におけるアンシャン・レジームのような教会の価値観やケベック社会の後進性を批判したのである。

これらの格差を是正する運動が起こり、それは次第に「静かな革命」(La Révolution Tranquille) と呼ばれた²⁶⁾。そのきっかけは1960年におけるデュプレシ政権からルサージュ (Jean Lesage) 政権への交代である。ルサージュ政権はカトリック教会が中心となっていた教育の分野を非宗教化し、フランス語話者の社会的自立を目指す政策を行った。その一つとして1967年には「CEGEP」(Collège d'enseignement général et professionnel) というフランス語話者の教育水準を高めるための教育機関が作られた²⁷⁾。しかし、この時代の移民は英語を習得する傾向にあり、移民の子供の学校教育における言語選択も問題となった。その中でも有名なのは1968年に起きた「サン・レオナルド事件」(Crise à Saint-Léonard) である²⁸⁾。英語系学校に進学を希望していたイタリア人移民の子供に対し、カトリック学校教育委員会²⁹⁾ はフランス語系学校への入学を強制したことが発端である。これに対して子供を英語系学校に通わせることを希望していた住民が反発した。そのためジャン＝ジャック・ベル

トラン (Jean-Jacques Bertrand) が党首であるユニオン・ナショナル (Union Nationale) 政権は親が教授言語の選択権を認める一方、英語系学校におけるフランス語教育を義務づけ、フランス語が労働言語や公共掲示における優先言語と定めた「フランス語推進法」(63号法)を1969年に制定した³⁰⁾。これに対してフランス語系住民はフランス系社会を弱体化させるとして反発し、約5万人の抗議デモを起こした³¹⁾。そして最終的にはユニオン・ナショナルは解体することとなったのである³²⁾。教育の分野に限定されていたこの革命は、次第に「フランス系カナダ人」から「ケベコワ³³⁾」(Québécois)になろうという運動へと繋がった³⁴⁾。すなわち、イギリス系カナダ人から“主権”をとり、「我が家の主人 (Maître chez nous)」となるためのものであると伊藤 (1984: 146) は述べている。この運動では次第に暴徒化する者もあり、特でも有名な事件として「10月危機」(Crise d'Octobre)が挙げられる。これはイギリスの外交官ジェイムズ・クロスと州政府労働大臣のピエール・ラポルトを誘拐、殺害したというものだ³⁵⁾。この事件の中心であったケベック解放戦線 (Front de Libération du Québec) の政治宣言の一部は下記の通りである。

ケベック解放戦線は、ケベック人の完全なる独立を欲する。それは自由な社会と結びつき、強欲なる詐欺師の徒党、すなわちケベックを“安い労働力”ゆえに特別狩猟区に陥れ、破廉恥な搾取の場としてしまったあの横暴きままりない“親玉”やその取り巻き連中から、永遠に解放されることなのである。

ケベック解放戦線は、攻撃運動ではない。それは、オタワやケベックの大型金融操作機関、および操り人形的政府の行なってきた攻撃に対する応答なのである³⁶⁾。

1960年には後にケベック党 (Parti Québécois) を設立するルネ・レヴェック (René Lévesque) が政治家となった³⁷⁾。レネ・レベックはとりわけ経済に焦点を当て、水力発電事業の公営化などを行い、フランス語話者の経済的地位向上を目指した。それは対談からも読み取ることができる。

州政府は何を最優先課題とするべきだと考えるか？

「我々の最大の弱点は経済である。……教育改革の必要性は既に広く認識されているが、経済の発展と支配が緊急に必要なということは十分に理解されていない。……

われわれはカナダの“持たざる少数派”の一つである故、州政府の持つ経

済力を利用すべきだ。州政府はケベックの経済発展と解放に参加するだけでなく、創造的な機関でなければならない。[…]³⁸⁾

ルネ・レヴェックがケベック州首相となったのちには「フランス語憲章³⁹⁾」(Charte de la langue française) というフランス語のみをケベック州の公用語と示し、違反者には罰則金を課す強力な公用語法を1977年に制定した⁴⁰⁾。下記に前文と第1条の一部を引用する。

PRÉAMBULE

Langue distinctive d'un peuple majoritairement francophone, la langue française permet au peuple québécois d'exprimer son identité.

[…]

CHAPITRE I

LA LANGUE OFFICIELLE DU QUÉBEC

1. Le français est la langue officielle du Québec.

前文

大多数が仏語系である人々固有の言語である仏語は、ケベックの人々がそのアイデンティティを表現することを可能ならしめる。

[…]

第一条

仏語はケベックの公用語である⁴¹⁾。

この法律は214の項目に及び、ケベック州における公的機関や教育現場、民間企業(看板や広告も含む)、公共交通機関においてフランス語が公用語だと定めた⁴²⁾。例として“second cup”というカナダの有名なカフェの店名は、ケベック州においては“les cafes second cup”となっており、“KFC”(Kentucky Fired Chicken)の名称で知られるケンタッキー・フライドチキンの名称も、ケベック州においては“PFK”(Poulet frit Kentucky)と呼ばれている。また社員数が50名以上の民間企業は、十分なフランス語化が行われたという証明書である「フランス語化証明書」(Certificat de francisation)をフランス語局という州政府組織から取得することを義務付けられた⁴³⁾。その結果、100人以上の企業においてフランス語を使用している割合は1984年で約32%であったのに対し、1994年は68%まで上昇している。また50-99人の企業において、

1984年では41%だったが、1994年では84%である⁴⁴⁾。また教育において移民の英語系学校への登録者数は、1971-1972年では85%であったのに対し、1877年では36%、そして1994-1995年では21%と大幅にフランス語憲章を境に減少している。

ラザフィマンディムビマナナ (Razafimandimbimanana, 2005: 41-42) によればフランス語憲章には5つの原則がある。1点目は「フランス語はケベック州の公用語である」である原則であり、これはカナダ連邦憲法上のバイリンガルを否定している。私的なコミュニケーションにおける言語選択の自由の原則も認めているというのが2点目である。3点目としては58項に記されているフランス語を明らかに英語より大きく書かなければならないというものである。もともと広告などにおいてはフランス語のみ記すことができると示されていたが、英語話者の批判により、1993年に改訂された。消費者保護の原則が4点目であり、契約書などにおいて多言語の使用が推奨されている。また、先住民などの言語や文化のため、5点目として文化的少数派の発展の原則がある。これにより宗教や私立学校、メディアなどにおいて少数派の言語の使用が例外的に許可されている。また矢頭 (2009: 23) はフランス語憲章の目的が2つあるとした。1つ目はケベック州において社会的・経済的に低い地位であったフランス語の状況を変えることであり、もう一つはケベック州のフランス語の質を改良し、フランス語話者のケベック・フランス語に対して誇りを持たせるためだと述べた。フランス語憲章のように言語の地位を示した公用語法として、1984年に制定されたルクセンブルクの言語法「言語の規則に関する1984年2月24日の法」が一例として挙げられる。この法の第一条において「ルクセンブルク国民の国語はルクセンブルク語である。」(La langue nationale des Luxembourgeois est le luxembourgeois.) と記されている。この言語法の特徴として小川 (2015: 109) はドイツ語の方言の一つとして認識されていたルクセンブルク語を1つの言語として国外に示す側面を持っていると述べた。このルクセンブルクの言語法の事例のように、英語話者が多い北米においてこの「フランス語憲章」は他のカナダ連邦の州やアメリカ合衆国など他の国に向けて、ケベック州はフランス語が優勢言語の州であるということを示したと考えることができる。

この後、ルネ・レヴェックは1980年にカナダ連邦から独立して連邦とは経済・通貨的な協定を結ぶという「主権・連行構想」(Souveraineté-Association) を巡ったレファレンダム (投票) を行った。下記にその質問内容を引用する。

ケベック州政府は、民族の対等性の原則に基づき、他州と新協定締結のための提案を公にしてきた。この協定は、ケベックに法制定の専属的権限を与え、税を管理し、対外関係の樹立を可能とする。すなわちそれが主権である。同時に、カナダとは共同通貨の使用を含む経済連合を維持する。この交渉によって生じる政治的地位の変更については、住民投票を通じてケベック州民に付託されるものとする。この件をめぐる提案中のケベック・カナダ間協定の交渉にあたり、あなたは、その信託権をケベック州政府に与えることに同意しますか？⁴⁵⁾

この投票の結果、‘Non’派が60%、‘Oui’派が40%という20%の差でケベック州はカナダ連邦に留まった。

これらのケベック州の運動や「2言語・2文化調査委員会」(Commission royale d'enquête sur le bilinguisme et le biculturalisme)によるフランス語話者と英語話者間の格差についての調査結果を受けて、当時の連邦政府の首相であったピエール・トルドー (Pierre Elliott Trudeau) はフランス語を公用語として制定し、フランス語系カナダ人の地位を確保した。その報告書の前に提示された『予備報告書』(A Preliminary Report)の一部を以下に引用する。

[...] 両者(筆者追記、フランス語系ケベックと英語系カナダを指す)の慣例は、もはやありきたりのマジョリティ対マイノリティの対立関係ではない。それはむしろ、マジョリティ同士の対立、つまり、カナダ全体におけるマジョリティ対ケベックという政体におけるマジョリティとの間の対立なのである。

フランス語系ケベックはこれまで長い間、特権付きの「エスニック・マイノリティ」という立場を受け入れたかのように振る舞ってきた。ところが今日ケベック州で頻繁に聞く意見とえば、ケベックはそれ自体で自立した社会であるとか、少なくとも自立した社会として認められるべきであるとする意見なのである。

こうした意見は、元を正せば、英語系カナダと平等のパートナーでありたいと願うフランス語系カナダの本質的な期待からきているのだ。[...]⁴⁶⁾

この格差を是正した方法の一つとして「1982年憲法」が挙げられる。この法によってカナダ連邦の公用語は英語とフランス語の2言語であると制定された。そのためカナダ連邦が関わる全ての公共サービスは2言語で提供されるこ

ととなり、上級管理職（senior management）レベル以上の連邦国家公務員も2言語の運用能力を持つことが求められるようになった⁴⁷⁾。カナダ連邦の入国審査においても“Français, English”、“English, Français”との記載があり、フランス語、もしくは英語で審査を受けることができる。またカナダの航空会社であるエア・カナダ（Air Canada）でも同様に最低2言語でサービスを行っており、客室乗務員は“Bonjour, Hello”または“Hello, Bonjour”と旅客に対して挨拶を行なっている。

しかしここまでで述べたようにカナダ連邦の公用語政策はあくまで2言語に対して焦点を置いている。それに対しケベック州は1言語のみを法律によって保護している⁴⁸⁾。このため、ケベック州は未だに「1982年憲法」に署名を行っていない。これを打開するためにケベック州を「独自の社会」（Société distincte）として認めるという「ミーチレーク協定」（accord du lac Meech）と「シャーロットタウン協定」（Accord de Charlottetown）が立てられたが、どちらも他州の反対により失敗した⁴⁹⁾。その後、当時のケベック連合の党首であるブシャルル（Lucien Bouchard）によって1995年に2回目のレファレンダムが行われた。その際の問いは下記の通りである。

法案第1号および三党協定に基づき、カナダに対して新しい経済的・政治的パートナーシップを連邦政府に提案した後で、ケベックが主権国家となることに賛成しますか⁵⁰⁾。

このレファレンダムの投票率は93.5%であり、‘Non’が50.6%、‘Oui’が49.4%という僅差の結果に終わった⁵¹⁾。1回目のレファレンダムより‘Oui’派が9%も上昇したのは「独自の社会」という考えを他州によって否定されたことも影響していると考えられるだろう。しかしこの2回目のレファレンダムでは‘Non’派が1.2%上回っており、ケベック州は現在でもカナダ連邦の一つの州として留まっている。

2-2. 州旗やモットー

ケベック州が他州とは異なる「独自の社会」であることは州旗やモットーからも見ることができる。現在のケベック州旗は1948年に採択された。州旗において注目すべき箇所は白百合と白色である。伊藤（1984: 139）によれば、フランスにおいて百合の花は840年ごろに国王の笏に使われており、白色はフランスの国の色だったという。

またケベック州の車のナンバープレートには“Je me souviens”という記載があり、1939年にケベック州政府が州の紋章を正式に認めた際にこのモットーの記載があった⁵²⁾。この続きとしてはいくつかの説があるが、Radio-Canadaの記事では“Je me souviens / que né sous le lys / je crois sous la rose”、もしくは“Né sous le lys, je grandis sous les roses”と記している⁵³⁾。伊藤（1984: 139）は次のように述べている。

ところで、右のモットーは、フランス系カナダ人は、ヌーベルフランスの時代と、自分たちが“被征服者”であるという事実を「忘れない」ということを意味すると言われているが、ケベック政府の説明によれば、「私は忘れない」は、「圧倒的に英語系の北アメリカにあって、ケベック人が、そのアイデンティティを保持しえたのは、ヌーベルフランスに先祖がもたらした言語と、フランス的伝統に彼らが忠実であったことによる、ということを彼らに思い出させる言葉」なのである。

つまり、ケベック州やケベコワは州旗やモットーより、イギリスの支配下であり、英語やアングロ・サクソン文化の中であったとしても、フランス文化を継承し続けた民族だと考えることができるだろう。

3. フィンランド共和国

フィンランド共和国はカナダ連邦と同じように2言語を公用語としている。現在ではフィンランド語とスウェーデン語が主な公用語ではあるが、もともとフィンランド語は‘農民の言語’と考えられていた。この章ではフィンランド語が公用語となった過程をまとめ、ケベック州におけるフランス語が公用語となった過程と比較し、類似点と特異点について考える。

3-1. フィンランド史概略

フィンランドの歴史には大きく分けて4つの区分があり、先史時代、スウェーデン領時代、ロシアの大公国時代、そして独立期である。

先史時代は紀元前5100年頃から紀元前2350年頃までが該当する。その後、1150年頃にスウェーデンがフィンランドの南西部を支配下においた。その時期のフィンランドは1つの文化圏や政治単位を形成していたわけではなく複数の文化圏が存在したと言われており、大きく分けてスオミ（Suomi）、ハメ

(Häme)、カレリア (Karjala) があったと言われている⁵⁴⁾。

1150年から1809年はスウェーデン領時代と言われている。スウェーデンは1150年頃にフィンランドの南西部のみ支配下においていたが、次第に東へと支配を拡大した。そして1300年代後半には今まで一部地域のみと呼称として使用されていた「フィンランド」という名称が他の地域を含めた総括的な名称として使用されるようになった。つまりスウェーデンに編入されたことにより初めて「フィンランド」というまとまりが形成され始めたと言われている(吉田(2007: 167)は述べている。

スウェーデンでは1523年にグスタブ・バーサが国王に即位し、宗教改革を行った。これにより聖書が民衆の言葉に翻訳されることとなったが、これはフィンランド語の書き言葉の始まりにも影響を与えた。聖職者であるミカエル・アグリコラ (Mikael Agricola) はまず民衆が母語で聖書を読むことができるように1543年に『ABCの本』(ABC-kiria)を出版し、1548年には『新約聖書』のフィンランド語訳が完成させた⁵⁵⁾。『ABCの本』によってフィンランド語書き言葉の歴史が開始され、『新約聖書』によりフィンランド各地で話されていた民衆の言葉が1つの言葉として確立される作業が始まったと言われており、ミカエル・アグリコラは「フィンランド語の父」と呼ばれている⁵⁶⁾。その後もフィンランド語は主に宗教関係で使用されることとなり、法律や学術文章におけるフィンランド語はスウェーデン語からの翻訳の言語として当分の間使用された⁵⁷⁾。これはもともと書き言葉としても使用されていたフランス語を使用してきたケベック州の言語的な状況とは一線を画すものだろう。

1680年代にはスウェーデン王カール11世が絶対王政を確立し、中央集権化が進められた。この結果、フィンランドはよりスウェーデンとの関係を強化することになり、フィンランド語話者の上層身分においてもスウェーデン語化が進んだ。その結果スウェーデン語は上層部の言語であり、フィンランド語は民衆の言語という構造になった。これは政治の場だけではなく教育や研究の場においても同様であった。1640年には当時のフィンランドの首都であったトゥルクに最初の大学が設立されたが、スウェーデン語での教授や研究が行われた。

しかし1700年に始まったロシアとスウェーデンの戦いである北方戦争の後、フィンランドはスウェーデンの一地域でありつつもロシアに占領されることとなる。また1741年にはロシアの女帝、エリザベータがフィンランドに対し、スウェーデンからの分離を望む際にはロシアが保護し、独自の国家の建設を助けるという内容の呼びかけを行った。そして1809年にフィンランドはロシア

に譲渡され、ロシアの大公国時代が始まる。ロシアに譲渡された後もフィンランドではスウェーデン時代の法律や権利が維持され、また統治を担う大公国評議会が置かれ、そしてスウェーデン語が公用語として維持された。つまりフィンランドには高い自治が認められ、1つの国として動き始めたのである。また吉田（2007: 167）は上記の割譲の対象は「フィンランド」というまとまりではなく、それを構成する複数の個別の県をロシア皇帝が1つのまとまりとして認知したとし、「フィンランド」という国や「フィンランド人」という概念が作られたのがこの大公国時代だと述べている。

フィンランド大公国となった後、1812年には首都がトゥルクから現在の首都であるヘルシンキへ移り、大学も1828年にはヘルシンキへ移転した。そしてフィンランド語が「民族の言葉」として認知され始めたのも大公国となった1800年代である。そのきっかけは2つにわけることができるだろう。1点目は地域区分けによる話者数増加である⁵⁸⁾。スウェーデン領時代においてフィンランドはスウェーデンの一部とみなされていたため、フィンランド語話者は全体の22%のみであった。しかしロシアに割譲され、大公国として1つの国となった際には全人口の87%がフィンランド語話者という多数派になった⁵⁹⁾。これはカナダ自治領におけるローワー・カナダと類似している状況であろう。また2点目として1830年代に設立された学生の談話サークルである「土曜会」が挙げられる⁶⁰⁾。この時代、フィンランド語は文明化されていない‘農民の言語’であると考えられていた。しかしそのように考えていない作家、詩人、歴史家、民俗学者たちはフィンランド文化や言語、歴史の地位を上げようと努めた⁶¹⁾。その中でもとりわけ有名な人物として3名を取り上げる。

1人目は詩人であるリューネバリ（Johan Ludvig Runeberg）である。リューネバリはスウェーデン語話者であったが、学費を賄うため家庭教師としてフィンランド話者が多く居住する地域で働いた。そのような地域での滞在によってフィンランド語への認識を改め、フィンランドの農民を綴った詩「サーリヤルヴィのパーヴォ」、フィンランド人兵士の視点から戦争を描いた『旗出ストールの物語』を出版した。2人目は同じく詩人のリョンロット（Elias Lönnrot）である⁶²⁾。リョンロットはスウェーデン語話者であったリューネバリとは違い、スウェーデン語を学習したフィンランド語話者である。リョンロットは1835年にカレリア地方を中心に口承で歌われてきた民族叙事詩を編纂し⁶³⁾、出版した。この作品は「カレリアニズム」と呼ばれた芸術運動を引き起こした。この運動によってギリシア神話に匹敵する叙事詩がフィンランドで‘発見’されたことによってフィンランド人も古い文化民族集団に属し、フィンランド語

でも文学を書くことができると考えられた⁶⁴⁾。またこの作品が集められた東カレリアは「フィンランド文化揺籃の地」と認識され、多くの知識人や大学生がカレリアへ旅をした⁶⁵⁾。3人目は哲学者のスネルマン (Johan Vilhelm Snellman) である。スネルマンはヘルシンキ大学を卒業した後に中学校の校長となり、フィンランド語の雑誌である『農民の友』とスウェーデン語の『サイマ』という2つの雑誌を発行した。フィンランド語の雑誌ではフィンランド語の地位向上を目標とした。またスウェーデン語の雑誌ではフィンランド語の地位向上、フィンランド語文学の普及や学校でのフィンランド語教育の改善、またフィンランド語化を進めることを目標にした。「我々はもはやスウェーデン人ではない。さりとてロシア人にはなりたくない。かくて我々はフィンランド人であろうぞ⁶⁶⁾。」というスネルマンの標語があるが、このような考えはフィンランド語主義者、「フェンノマン」と呼ばれた。

その後、改革を重んじるロシア皇帝アレクサンドル2世⁶⁷⁾がロシアの政権を握った後、フィンランドでは1863年に身分制議会を招集し、自ら法律の制定までも行った。また1863年には20年間の移行期間を設けた上でフィンランド語とスウェーデン語を同等の地位におく「言語布告」が行われた。しかしながらフィンランド語話者が中学校や大学で勉強をすると教育のレベルが落ちると考えた「スヴェコマン」(スウェーデン語主義者)がおり、フィンランド語の地位向上は遅れた。またフィンランドの高い自治に関してロシア側から異論の声が大きくなり、1881年にアレクサンドル2世が暗殺されるとその弾圧がより強くなった。そして1899年にはニコライ2世により「第1次ロシア化」が行われ、フィンランド大公国においてロシア化が押し進められた。しかし日露戦争のためこの弾圧政策が緩むと、フィンランドでは議会改革を行い、その結果有権者数が12万6千人から130万人へと急増した⁶⁸⁾。また1910年には「第2次ロシア化」が行われたが、これはロシアでの革命⁶⁹⁾によって終結した。これらの弾圧政策によって土地を所有する農民や富裕化しつつあった小市民は獲得した経済的、政治的な地位が奪われるのではないかと危惧し、独立を求める中心になった⁷⁰⁾。そしてロシア帝国が崩壊した後の1917年12月6日にフィンランドは独立を宣言し、独立期が始まるのである。

1917年から現在に至るまでは独立期と言われている。「スヴェコマン」によって遅れたフィンランド語の公用語制定も1919年の「政体法」にてようやくフィンランド語とスウェーデン語の両言語が国語として認められた。しかし1920年代には「フェンノマン」がより勢いを増し、「真正フィンランド性運動」という運動にまで発展した。吉田 (2008: 202) はその理由として支持者が第一

次世界大戦を前にして安全保障や国防上の危機感を感じ、1言語による統一が必要であることを感じていたと述べている。この「真正フィンランド性運動」の最たる目的はこれまでスウェーデン語であったヘルシンキ大学のフィンランド語化であり、1937年に法律によってこの問題は決着した。この法律では大学におけるフィンランド語の地位の向上、そしてスウェーデン語の権利の擁護の2つが中心であった。この「真正フィンランド性運動」は第二次世界大戦によって終結し、現在では「2言語による統合 / 2言語による1民族」となっている。

今日では「内国語」としてフィンランド語、スウェーデン語、サーミ語、フィンランド手話⁷¹⁾、そしてロマ二語の5つを設定し、教育省の管轄である内国語研究センターにおいて研究、管理が行われている。そしてフィンランド語とスウェーデン語の地位はフィンランド憲法にも明記されている。

フィンランド憲法 (1999年法令第731号)

第2章 基本的権利

第17条 自らの言語と文化に対する権利

フィンランドの国語はフィンランド語とスウェーデン語である。

各人が裁判所その他の公的機関において、自らの言語であるフィンランド語、あるいはスウェーデン語を使用し、またその言語によって交付文書を受け取る権利は法によって保証される。公権力は、国内のフィンランド語系住民とスウェーデン語系住民の文化的及び社会的な要望に同等の基準に基づいて対応しなければならない。

[……]⁷²⁾。

その他の独立後の問題としてはオーランド自治領 (Åland) が挙げられる。この地域は遅くとも紀元後400年から800年代の間にスウェーデンからの移住があったと言われており、民族的にもフィンランド系ではなくスウェーデン系だとも考えられている⁷³⁾。オーランド自治領ではフィンランド国家に属しながらもスウェーデン語のみを公用語とし、フィンランド全土で行われている徴兵制が免除されている。フィンランド人はオーランド自治領に居住することができるが5年以上居住し、スウェーデン語を十分に使用できなければ市民権を得ることができない。オーランド自治領での公用語法や言語史に関しては今後の課題としたい。

3-2. ケベック州との比較

フィンランド語の地位向上や保護の過程でケベック州と共通している点はロシアの大公国時代における地域区分けであろう。フィンランドでは、22%のみであったフィンランド語話者であるが、割譲された結果87%まで上昇している。ケベック州ではフランス系住民の多い地域とイギリス系住民の多い地域に分け、フランス系住民の多い地域をローワー・カナダと区分したことで状況が似ているであろう。

特異点としてはいくつかあり、最も注目すべき点はケベック州がモノリンガルとなったのに対し、フィンランドはスウェーデン語とフィンランド語のバイリンガルな状況となったことである。つまりフィンランドではフィンランド語の地位が向上した後でもスウェーデン語の価値を落とすことなく維持し続けていると言えるだろう。フィンランド語の地位向上や保護はフィンランド語話者が自ら率先して行なったのではなく、教授言語がスウェーデン語であった時代において高等教育を受けることができたスウェーデン語話者、またはスウェーデン語を習得したものによる「上からの改革」であろう。またフィンランドにおけるフィンランド語がリュネバリやリョンロットのような文学を通じての活動寄りであるのに対し、ケベック州におけるフランス語に関しては、「静かな革命」のきっかけを作ったルサーージュ政権や経済的自立を目指したルネ・レベックなどの政治的な側面が大きいと考えられる。そして高等教育に関して、ケベック州はフランス語系と英語系が区別されていたのに対し、フィンランドではスウェーデン語から始まり、フィンランド語が加わり、そして現在では2言語であると区分がされていないことも特徴的であろう。フィンランドではフィンランド語を擁護する「フェンノマン」とスウェーデン語を擁護する「スヴェコマン」が対立したが、ケベック州において英語話者によるフランス語話者に対する対立は大きく目立たなかった。矢頭（2009: 24）によると「フランス語憲章」が制定されたのち、適応する英語話者もいたが、移住する英語話者も多くおり、約30万人がケベック州を去ったという。また70社以上がモントリオールから英語圏に本社を移した。もしケベック州がフィンランドのように1つの国のようであり、簡単に他国へ移住することが難しい状況であれば、フィンランドの「スヴェコマン」に似た反対派によって公用語制定などの進度がより遅れたと推測することができる。

4. 考察とまとめ

4-1. 先行研究

ここではケベック州におけるフランス語の地位の変化を比較するためにファーガソン (Ferguson, 1959) のダイグロシア (Diglossia) という考えを用いる。これは1つの言語における2つ以上の変種が異なる状況下で使用されることから生まれ、H変種とL変種の2つに分類された。一例としてスイスをファーガソンは取り上げ、スイスにおいて標準ドイツ語がH変種、スイス・ドイツ語がL変種であると分析した⁷⁴⁾。H変種、L変種間の差異としては機能 (Function)、威信 (Prestige)、文学遺産 (Literary Heritage)、習得 (Acquisition)、標準化 (Standardization)、安定性 (Stability)、文法 (Grammar)、語彙 (Lexicon)、音韻 (Phonology) において違いがあったとした。そのうち、機能としてファーガソン (1959: 329) は下記のように詳細に分類した。

	H変種	L変種
教会やモスクでの説教	X	
使用人、ウェイター、労働者、店員に対するの指示		X
私信	X	
議会でのスピーチ、政治演説	X	
大学の講義	X	
家族、友人、同僚との会話		X
ニュース放送	X	
“メロドラマ”のラジオ		X
新聞の社説、記事、写真の説明	X	
政治漫画の表記		X
詩	X	
民族の文学		X

[ファーガソン (1959: 329) より作成]

ダイグロシアという考えは上述の通り複数言語間で使用されていたものではなく、あくまで1言語内における変種の使用される状況を分析して考案された

ものである。これを変種ではなく複数言語（とりわけ2言語）に応用を行なったのがフィッシュマン（Fishman, 1967）である。フィッシュマンはダイグロシアとバイリンガル（な社会）をまとめ、ダイグロシアでありバイリンガルでもある（Both diglossia and bilingualism）、バイリンガルであるがダイグロシアではない（Bilingualism without diglossia）、ダイグロシアであるがバイリンガルではない（Diglossia without bilingualism）、ダイグロシアでもバイリンガルでもない（Neither diglossia nor bilingualism）の4つにわけた。

表1 バイリンガリズムとダイグロシアの関係性

バイリンガリズム	ダイグロシア	
	+	-
+	1. ダイグロシアでありバイリンガルでもある	2. バイリンガルであるがダイグロシアではない
-	3. ダイグロシアであるがバイリンガルではない	4. ダイグロシアでもバイリンガルでもない

[フィッシュマン (1967: 30) より作成]

また、言語計画や言語政策の動機はアジェール（Ager, 2008）に詳しい。アジェールはその動機を7つにわけ、アイデンティティ（Identity）、イデオロギー（Ideology）、心象（Image）、危機感（Insecurity）、不平等（Inequality）、統合（Integration）、有用性（Instrumentality）があると述べた⁷⁵⁾。ここにおけるアイデンティティとは個人のものではなく、強固な共同体的アイデンティティ、つまりナショナル・アイデンティティを指す。またアジェールはイデオロギーの例として強固な中央集権的国家を求めたイギリスにおける標準語制定を挙げている。心象に関しては吉田（2008: 228）では外国において自言語の学習者を増やす目的で自言語に対する肯定的な心象を外部世界が持つように言語を操作することがあると述べている。危機感とは外部者に対する恐怖とそれに伴う恐怖心がより強い団結を生み、外部との境界線をより明確なものとするアジェール（2001: 84）は述べている。また不平等はアジェール（2001: 106）によると不平等の存在を認識し、改善することを目的に集団となることによって言語整備や政策に影響を与えたとした。そしてアジェール（2001: 108）は統合と有用性は国家や政府によってではなく、移民（とりわけ難民）などが自分自身、または所属している集団の言語計画や政策を行うことだと述べた。

4-2. ダイグロシア

今回は政治、教育、経済の3点にわけて考える。

政治におけるダイグロシアの状況はあまり変動がないと考えることができる。ヌーベル・フランスの時代ではまだイギリスからの入植がなかったため、ダイグロシアの状況はない。イギリスの植民地となったケベック植民地では「ケベック法」によりフランス文化などが保護されたため、フランス語と英語の両言語がH変種であり、バイリンガルであるがダイグロシアではない状況だったであろう。ロワー・カナダにおいても、議会においてフランス語が話されていることから両言語がH変種であり、同じくバイリンガルであるがダイグロシアではない状況だろう。カナダ・イーストも同様であり、首都や首相がフランス系だったこと、公用語にフランス語が認められたことから両言語H変種であり、バイリンガルであるがダイグロシアではない状況だったと考えることができる。ケベック州になったのちはフランス語憲章前と後で状況が異なると考えることができる。憲章前はフランス語も英語もどちらもH変種、バイリンガルであるがダイグロシアではない状況であったと考えることができる。しかしながら憲章において州公用語をフランス語のみと定めたのちには政治において英語は使用されていないことから、ヌーベル・フランスの時と同様にダイグロシアもバイリンガルもなく、フランス語のみがH変種だと考えることができる。

教育においては、制度的に両言語で教育を受けられたことからどちらの言語もH変種であり、バイリンガルであるがダイグロシアではない状況であろう。しかし設備など金銭的な面において受けることができる教育の質や内容は格差があったとデビアン修道士による『某修道士の無礼講』などから推測できる。またそれ以外にも英語がケベック州において経済的に強い力を持っていたため、移民など教授言語の選択ができる住民は「サン・レオナル事件」からもわかるように、フランス語ではなく英語を優先的に選択していた。従って、教育の質や内容以外にも卒業後の進路を考慮した場合、事実上教育においてフランス語はL変種であり、ダイグロシアでありバイリンガルな状況であっただろう。

経済は上記の政治や教育と異なる状況であると考えられる。とりわけロワー・カナダにおけるアンシャン・レジーム体制や植民地特惠制度などにより、憲章以前のケベック州までのフランス語はL変種であり、英語がH変種であったと考えることができるだろう。従って、ダイグロシアであり、バイ

リングルな状況であったと考えることができる。

今回は政治、教育、経済の3点よりダイグロシアの考えを用いて分析したが、教育の分野から見受けられるように、制度上H変種であったとしても事実上L変種だと捉えられていた可能性もある。従って、言語の状況をより詳細に考えるならば、当時の人々の言語に対する考えも深く分析する必要があると考えた。これは新聞や雑誌、テレビ、統計などを通じて今後の研究課題としたい。

4-3. ケベック州における言語計画と言語政策の動機

ケベック州において「フランス語憲章」を用いてフランス語を保護しようとした動機はアジェールの考えを用いれば、アイデンティティ、不平等、危機感であろう。これは全てとりわけ経済的な視点から見た英語がH変種であり、ダイグロシアでありバイリングルである状況から生まれたものだと考えることができる。アイデンティティは「静かな革命」の際に作られたケベコワという‘ナショナル’・アイデンティティ⁷⁶⁾、英語話者や英語を話すフランス語話者との間の経済格差という不平等、そして州外や労働において英語がH変種の状況への危機感が根拠として挙げられる。

それに対してフィンランドにおけるフィンランド語は1920年代の「真正フィンランド性運動」まではアイデンティティが主な要因であっただろう。それは「土曜会」の貢献が大きかったと推測することができる。しかし「真正フィンランド性運動」は戦争に備えて1言語による統一が必要だと考えられたために生まれた。よって、このケースではイデオロギーに分類されるだろう。

4-4. 動機付けの条件

しかしアジェールの考えは上記7つのようなきっかけを持つまでの条件については言及されていない。ここではケベック州とフィンランドを比較して、動機を持つようになるまでの条件について考察する。ケベック州ではもともとフランス系が最初に入植し、その後にイギリス系が支配した。「ケベック法」によりフランス系住民の文化はそのまま保持されることができたが、それだけでは合衆国の国民やイギリス系住民、つまり英語話者に人数で押されてしまっただろう。そうならなかったのはカナダ自治領よりフランス系住民の多いローワー・カナダとイギリス系住民の多いアッパー・カナダに分けられたことからであろう。フィンランドにおいてもフィンランド語が民族の言葉として認識されるようになったのはロシアの大公国時代、つまりスウェーデンから一つの国として分けられたことにより22%のみであったフィンランド語話者が87%

という多数派になったことによる。つまり、区分けによりL変種の言語の地域を1つの地域として区分けすることにより、そのL変種の言語が多数派となり、政治などにおいてそのL変種の言語をより使用しやすくなったと考えられる。

ケベック州とは対照的にアメリカ合衆国内でもフランス語話者の多い地域であるルイジアナ州においてフランス語は保持されず、近年普及活動を行なっている。長谷川(2002:76)はアメリカ独立戦争のころからアングロ・サクソン系のルイジアナ州移住が開始され、それはフランス語の衰退の歴史の始まりだと述べている。しかしカナダにおけるフランス語話者は「ケベック法」により自らの言語や文化が保護することができたと考えられることができる。そして地域区分によってフランス語話者の多い地域として分けられたことによりフランス語話者の集団がより巨大化し、その集団内においてフランス語を用いて多くの人々と意思疎通を行えたことが、アメリカ合衆国・ルイジアナ州とは異なり英語話者の移動が多くあった同時代においてもフランス語や文化を保持できた要因であろう。

またフィンランドではロシアの大公国時代に『カイワレ』より自らの民族の起源を見出した。これによりリュネバリがフィンランド語の地位向上を目指し、また多くの知識人や大学生が『カイワレ』の地へ「フィンランド文化揺籃の地」として旅を行った。ケベック州では「ケベック法」によりフランス文化の継承が行われ、時代が変わったとしても『ダラム報告書』などからも見られるようにフランス系民族として継承し続けた。最終的に「静かな革命」の時代において「我が家の主人 (Maître chez nous)」というスローガンをかけ、H変種である英語やその話者によって‘奪われて’しまった“主権”を取り戻そうとした。これは地位的に低く、またL変種の言語を話していたフランス系カナダ人という概念からケベコワという‘ナショナル’・アイデンティティを付け、その‘民族’の言語であるフランス語に価値を付加しようとしたといえるのではなかろうか。つまり言語を保護すべきだと考えるためにはその言語が文化的に、または歴史的に価値があると認められることが重要だろう。

1言語のみを公用語として保護しようとする条件としてH変種による不平等や危機感があるだろう。ケベック州ではフランス語話者と英語話者の経済的格差による不平等や危機感があつたからこそ「静かな革命」において教育の格差解消やフランス語話者の労働における地位の向上に力を入れたと考えることができる。

4-5. まとめ

ケベック州がフランス語を保護した過程は、「ケベック法」により文化や言語が保護され、その後も様々な場面で使用され続けたが、経済による格差があり、それを是正するために法律を用いて保護したとまとめることができる。フィンランドとの類似点としては地域区分によりL変種を話す人口密度が上がったことにより‘民族の言葉’として認識され始めたことである。相違点としてフィンランドにおいてはスウェーデン語の地位を下げず、バイリンガルであること、‘上からの改革’であったこと、高等教育において言語ごとに分けられていないこと、そして国であり公用語政策に対して反論や異論があったとしても移動の自由がないということである。ダイグロシアの考えを用いてケベック州のフランス語の状況についてまとめると、政治や教育に関しては制度的にフランス語を使用することができたため、バイリンガルであるがダイグロシアではない状況であったと考えることができる。しかし、経済に関しては英語話者が企業や金融の中心であったためにダイグロシアでありバイリンガルな状況であったと言えるだろう。動機としてはアジェールの考えを借りればアイデンティティ、不平等、危機感という3点がフランス語保護の動機として考えられる。またケベック州においてそれらの動機を持った条件としてはフランス語を使用し続けることができる人口と人口密度があったことと、フランス語という言語に価値があると考えられたためであろう。つまり、言語を保護するための条件は十分な人口密度があること、言語に対しての何かしらの価値が認められていること、そしてその言語がダイグロシアでありバイリンガルな状況であった際にH変種によって使用しにくい、または将来的に保持されにくい、またはL変種を使用することによりH変種の話者と格差があると話者が感じていることが必要だと考えられる。

4-6. 展望

カナダ連邦全体として矢頭（2008）は連邦公務員による言語選択に関して調査を行なったが、英語話者の割合が多い省においては全体的に英語を使用する傾向にあると述べた。また、最も英語が使用される傾向にある状況として英語話者の多い会議であると述べた。モントリオールで初等学校から高等教育まで受けた人は「モントリオールでは英語とフランス語の両言語が話せないと仕事を探するのは難しい」と筆者に述べた。ラザフィマンディムビマナナ（2005: 64-65）によると、ケベック州全体において初等教育から中等教育までをフラ

ンス語で行う者は90.3%であるのに対し、モンリオール島では約74%である。そして都市部以外が36%であるのに対し、60%のモンリオール市に住むフランス語話者が2言語話者であると自認している。英語話者の多い省や会議において英語の使用が多くなるのであれば、2言語話者と自認している割合が多く、フランス語以外の教育（つまり、英語による教育だが）を受けた者が多いモンリオール島やモンリオール市はケベック州の他市に比べて、英語の使用が多く見受けられるだろう。よって今後現地調査を行う際には被験者の行動（生活）範囲とその地域の言語状況を他地域より慎重に行う必要があると考えられる。またブシャール&テイラー（Bouchard&Taylor: 2008）によるとケベック州では文化が異なる人々との対立の際に‘妥協’を探されており、「妥当なる調整」（Accommodement raisonnable）と呼んだ。従って被験者の会話を行っている相手の身分（旅行者や上司など）や会話が行われている環境（フォーマルかインフォーマルか）などによって言語選択が変動する可能性があることも考慮しなくてはならないだろう。

注

- 1) コモンウェルス（Commonwealth）とは旧イギリス領植民地の国や地域が加盟する連合のことである。事務局はロンドンにあり、開発援助や学術交流を連合内で行っている。
- 2) 例としてフランコフォニー国際組織、フランコフォニー大学機構、TV5などが挙げられる。
- 3) カナダ統計局は母語（langue maternelle）の定義として「子供時代に家庭で最初に習得した言語であり、国勢調査の際に理解ができる言語」としている。よって国勢調査の際に表現ができず、解釈のみできる言語も含まれる。
- 4) カナダ統計局は公用語以外の言語とは英語とフランス語以外の言語であり、移民の言語や先住民の言語も含まれる。
- 5) Statistique Canada (2018)
- 6) 現在は名称が変わり、“UPF”（Union internationale de la presse française）である。また2ヶ月ごとに“La Gazette de la presse francophone”という機関紙を発行している。
- 7) URL [http://pxnet2.stat.fi/PXWeb/pxweb/en/StatFin/StatFin__vrm__vaerak/statfin_vae-rak_pxt_010.px]（最終閲覧日：2018年10月28日）
- 8) URL [<https://www.cbc.ca/news/canada/montreal/canada-quebec-150-parade-celebration-1.4184718>]（最終閲覧日：2018年10月28日）
- 9) 北米では「フレンチ＝インディアン戦争」と知られ、「アブラハム平原の戦い」（“la guerre de la Conquête”）にて1759年にヌーベル・フランスが陥落した。
- 10) 「パリ条約」はアメリカ合衆国の独立を認めた条約としても知られる。
- 11) この政策が取られた理由としては1775年から1783年まで行われた「アメリカ独立戦

- 争」が影響している。戦争自体は1775年からだが、それ以前にも北米の人々が「ボストン茶会会議」に見られるようにイギリスと対立しており、それに対してイギリスが北米にいるフランス語話者を味方にとろうとしたためである。
- 12) 木野 (1997: 31)
 - 13) ローワー・カナダとアッパーカナダのローワーとアッパーはオタワ川の下流と上流という意味である。
 - 14) 矢頭 (2008: 67-70)
 - 15) 細川 (2007: 101)
 - 16) 矢頭 (2010: 160) によると20世紀初めにはカナダの富の70%をモンリオールに住む英語話者が持っていたという。そのため、モンリオール内においてフランス語話者と英語話者の居住地は分かれていた。
 - 17) 同時期にイギリス系住民が多数派を占めるアッパー・カナダにおいても反乱が起こった。
 - 18) 細川 (1997: 40-41)
 - 19) 竹中 (2010: 40) によると、経済生活の基盤を農業におき、精神的支えをカトリック教会とすることがアンシャン・レジームの一例である。
 - 20) ダオウスト・ブライス (Daoust-Blais, 1982: 210)
 - 21) 矢頭 (2010: 156)
 - 22) ibidem
 - 23) 小林 (1994: 65)
 - 24) 矢頭 (1997: 87)
 - 25) ibidem
 - 26) 佐々木&中村 (2016: 67) によれば、トロントを本社とする新聞社である“The Global and Mail”の記者が「静かな革命」(The Quiet Revolution)と呼び、これがフランス語に逆輸入されて“La Révolution Tranquille”と呼ばれるようになった。
 - 27) 「CEGEP」は中等教育の最終学年と、高等教育の1年目を合わせた教育機関である。そのためケベック州の大学は他の州とは異なり、3年間で修了する。このCEGEPで受けた科目とその科目の“La Cote R” (日本における内申点、GPAに相当する)によって進学することができる大学と専攻が決まる。そのため、高等教育を志望するケベック州の生徒は必ずこのCEGEP教育を受けることとなる。
 - 28) サン・レオナルという地区はイタリア系移民の多い地域であり、“Petite Italie”とも呼ばれる。
 - 29) 小林 (1994: 54) によると「静かな革命」の前までは宗派ごとに教育委員会があり、カトリック教育委員会とプロテスタント教育委員会にわかれていた。
 - 30) ラザフィマンディムピマナナ (2005: 40) によるとこの前にも言語法は存在しており、1910年の「ラベリニユ法」(loi Lavergne) というものだ。これによって公共サービス企業の資料や乗車券でのフランス語と英語の使用を課した。
 - 31) 小林 (1994: 101-102)
 - 32) 荒木 (2011: 48)
 - 33) 「ケベコワ」という概念の定義は流動的である。詳細は丹羽 (2010) や荒木 (2011)

を参照されたい。

- 34) 移民の学校教育における言語選択以外にも、フランスコフォンの出生率の低下も運動が起こった要因だと矢頭 (2010: 156) やダオウスト・ブライス (1982: 209) は述べている。
- 35) 1967年7月24日にモンリオールに訪問していたフランス大統領ド・ゴール (Charles André Joseph Pierre-Marie de Gaulle) が「自由ケベック万歳」(Vive le Québec libre) と述べた。またこれはケベック分離主義者のストーガンともなった。ケベック州とフランスの関係性に関しては鳥羽 (2012) を参照されたい。
- 36) 矢頭 (1997: 88-89)
- 37) ケベック州の政党や思想に関しては古地 (2010) や田澤 (2016) を参照されたい。
- 38) 矢頭 (1997: 86-87)
- 39) 101号法とも呼ばれる。
- 40) 荒木 (2011: 48) によると先述した「サン・レオナル事件」の後、1970年にロベール・ブラザ (Robert Bourassa) 率いるケベック自由党が「公用語法」(22号法) が制定し、州公用語がフランス語のみと明言した。しかし英語の使用も大幅に許可されており、また違反者には罰則がなかった。そのためフランス語系住民はそれだけでは弱いと考え、より強い法律を求めた結果「フランス語憲章」が制定された。
- 41) 矢頭 (1997: 91)
- 42) フランス語憲章によってケベック州内の英語系学校に通うことのできる子供はケベック州にて英語系学校に通っていた親の子供のみと規定された。しかしこれに対してカナダ連邦最高裁は1982年に違憲判決を出した。またそれ以外にもフランス語憲章に対して多くの訴訟が起こり、ケベック州政府が敗訴したことにより、1993年の86号法という法律にてフランス語憲章を修正した。修正後にはおいてケベック州内の英語系学校に通うことのできる子供はカナダ連邦内の英語系学校に通っていた親を持つ子供へと範囲が広がった。
- 43) 判断の基準の例として社員のフランス語教育や社内文章のフランス語への翻訳などがある。
- 44) ラザフィマンディムビマナナ (2005: 45)
- 45) 竹中 (1997: 94-95)
- 46) 田村 (1997: 84-85)
- 47) 矢頭 (2008: 97)
- 48) ケベック州の言語政策に対し荒木 (2011: 60) はフランス語系社会を将来にわたって存続させることを目的とする「集団的目標」(collective goal) に基づいていると述べた。
- 49) URL [<http://jac.s.jp/dictionary/dictionary-ma/09/19/851/>] (最終閲覧日: 2018年10月28日)
- 50) 矢頭 (2016: 115)
- 51) 矢頭 (2016: 115)
- 52) URL [http://ici.radio-canada.ca/emissions/a_rebours/2012-2013/chronique.asp?idChronique=357419] (最終閲覧日: 2018年10月28日)

- 53) ibidem
- 54) 吉田 (2008: 14)
- 55) また 1642 年には全聖書のフィンランド語訳が完成した。
- 56) 吉田 (2008: 109)
- 57) パイヴィ・リントラ (Päivi Rintala, 1998: 89)
- 58) 吉田 (2008: 22)
- 59) 吉田 (2007: 173)
- 60) リンタ = アホ (2011: 144)
- 61) リンタ = アホ (2011: 143)
- 62) 発音の表記としてロンルートという表記も見受けられたが、本論文ではリョンロットで統一をする。
- 63) リョンルートが編纂したという記述も多く見られるが、石野 (2007: 127) はリョンルート自身が詩人と認識をしていたことに着眼し、『カレワラ』はリョンルートの作品だと考えた。
- 64) 石野 (2007: 127)
- 65) ibidem
- 66) 稲垣 (2008: 179)
- 67) ロシアにおいて農奴解放令を発した人物である。
- 68) 吉田 (2007: 167)
- 69) ロシア暦二月革命やロシア暦十月革命が有名な革命である。
- 70) 吉田 (2007: 167)
- 71) フィンランド語手話とスウェーデン語手話の総称である。
- 72) 吉田 (2008: 74)
- 73) 吉田 (2008: 18)
- 74) ここにおける標準ドイツ語とは高地ドイツ語 (Hochdeutsch) を指す。
- 75) 訳として吉田 (2008: 227) のものを使用した。
- 76) ケベック州やケベコワの‘ネイション’は古地 (2010) や丹羽 (2010) を参照されたい。

参考文献

- 荒木 隆人. (2011) 「ケベック言語法を巡る政治闘争」『ケベック研究』, 3, 43-63. 東京, 日本. 日本ケベック学会.
- 稲垣 美晴. (1995) 『フィンランド語は猫の言葉』東京. 日本. 講談社.
- 大原 祐子. & 馬場 伸也. (編) (1984) 『概説カナダ史』東京, 日本. 有斐閣. (本論文では、伊藤 勝美の項を参照した。)
- 岡澤 憲夫. & 村井 誠人. (編) (2007) 『北欧世界のことばと文化』東京, 日本. 早稲田大学国際言語文化研究所. (本論文では、石野 裕子と吉田 欣吾の項を参照した。)
- 小川 敦. (2015) 『多言語社会ルクセンブルクの国民意識と言語』大阪, 日本. 大阪大学出版会.

- 小畑 精和 & 竹中 豊. (編) (2010) 『ケベックを知るための 54 章 エリア・スタディーズ』
東京, 日本. 明石書店. (本論文では、竹中 豊, 丹羽 卓, 古地 順一郎, 矢頭 典枝
の項を参照した。)
- ガニヨン, アラン = G. & イアコヴィーノ, ラファエル. (2012) 『マルチナショナルイズム :
ケベックとカナダ・連邦制・シティズンシップ』東京, 日本. 彩流社.
- 小林 順子. (1994) 『ケベック州の教育』東京, 日本. 東信堂.
- 竹中 豊. (2014) 『ケベックとカナダ— 地域研究の愉しみ』東京, 日本. 彩流社.
- 田澤 卓哉. (2016) 「1995 年以降のケベック政治の展開」『ケベック研究』, 8, 177-120.
東京, 日本. 日本ケベック学会.
- 田中 善英. (2006) 「スイスにおけるロマンシュ語の現状について」『フランス文化研究』,
37, 137-146. 埼玉, 日本. 獨協大学外国語学部.
- 鳥羽 美鈴. (2012) 『多様性のなかのフランス語』兵庫, 日本. 関西学院大学出版会.
日本カナダ学会 (編). (1997) 『史料が語るカナダ』東京, 日本. 有斐閣. (本論文では木
野 淳子, 細川 道久, 竹中 豊, 田村 知子の項を参照した。)
- 細川 道久. (編) (2017) 『カナダの歴史を知るための 50 章』東京, 日本. 明石書店.
- 細川 道久. (2007) 『カナダの歴史がわかる 25 話』東京, 日本. 明石書店.
- ホンカネン, タルヤ. et al. (2011) 『フィンランド中学校現代社会教科書 : 15 歳市民社
会へのたびだち』東京, 日本. 明石書店.
- 矢頭 典枝. (2008) 『カナダの公用語政策』東京, 日本. リーベル出版.
- 矢頭 典枝. (2009) 「〈フランス語社会〉の視点から - Perspective sociolinguistique de « la
langue française » -」『ケベック研究』, 1, 21-27. 東京, 日本. 日本ケベック学会.
- 吉田 欣吾. (2008) 『「言の葉」のフィンランド』神奈川, 日本. 東海大学出版会.
- リント = アホ, ハッリ. et al. (2011) 『世界史のなかのフィンランドの歴史 : フィンラン
ド中学校近現代史教科書』東京, 日本. 明石書店.
- Ager, Dennis. (2001) *Motivation in language planning and language politics*, Clevedon,
the UK. Multilingual Matters.
- Bouchard, Gérard et Taylor, Charles. (2008) *Fonder L'avenir Le temps de la conciliation:
Rapport Abrégé*, Québec, Canada. Gouvernement du Québec.
- Daoust-blais, Denise. (1983) "Corpus and Status language planning in Quebec: A Look at
Linguistic Education" *Progress in language planning*, 207-223. Berlin, Germany. Co-
barrubias.
- Ferguson, Charles A. (1959) "Diglossia" *Word*, 15, 325-340. New York, the USA. The Circle.
- Fishman, A. Joshua. (1967) "Bilingualism With and Without Diglossia; Diglossia With and Wi-
thout Bilingualism" *Journal of Social Issues*, 23 (2), 29-38. New Jersey, the USA. Wi-
ley-Blackwell.
- Haugen, Einar (1983) "The Implementation of corpus planning" *Progress in language
planning*, 269-289. Berlin, Germany. Cobarrubias.
- Heller, Monica. (2011) "Du français comme "droit" au français comme "valeur ajoutée" : de la
politique à l'économique au Canada" *Langage et Société*, 236, 13-30. Paris, France.
Cairn.Info.

- Päivi Rintala, Turku. (1998) "Finnische Sprachkultur im Überblick" *Europäische Sprachkultur und Sprachpflege*, 89–100. Nädle, Germany. Gunter Narr Verlag Tübingen.
- Razafimandimbimanana, Elatiana. (2005) *Français, Français, Québécois-quoi?*, Paris, France. L'Harmattan.